

## 商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

### 1 日時

令和2年3月2日（月曜日）

午前10時0分開会、午後1時55分散会

（うち休憩 午後0時2分～午後1時1分）

### 2 場所

第4委員会室

### 3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記

### 6 説明のため出席した者

#### (1) 労働委員会

井上労働委員会事務局長、蛇口参事兼審査調整課総括課長

#### (2) 商工労働観光部

戸舘商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、菊池定住促進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、西野定住促進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住促進・雇用労働室労働課長、十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

#### (2) 県土整備部

八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、多田副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、

大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、  
菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、  
佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災害課総括課長、  
八重樫都市計画課総括課長、紺野都市計画課まちづくり課長、  
水野下水環境課総括課長、小野寺建築住宅課住宅計画課長、  
野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長

(4) 企業局

藤澤企業局長、菅原次長兼経営総務室長、細川技師長、  
菅原経営総務室経営企画課長、村上業務課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第3項 労働委員会費

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)

第1条第2項第1表中

歳出 第2款 総務費

第4項 地域振興費中 商工労働観光部関係

第5款 労働費

第1項 労政費

第2項 職業訓練費

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第1項 庁舎等施設災害復旧費中

商工労働観光部関係

第3項 商工労働観光施設災害復旧費

第2条第2表中

第7款 商工費

第11款 災害復旧費

第3項 商工労働観光施設災害復旧費

- イ 議案第57号 令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）  
(3) 県土整備部関係審査

(議案)

- ア 議案第52号 令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第3項 農地費中 県土整備部関係

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第8項 住宅施設災害復旧費

第3条第3表中

1 追加

2 変更中 4～13

- イ 議案第58号 令和元年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）  
ウ 議案第62号 令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
エ 議案第63号 令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）  
オ 議案第70号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて  
カ 議案第73号 主要地方道大船渡広田陸前高田線久保・泊地区道路改良（第7工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
キ 議案第74号 主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
ク 議案第75号 小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
ケ 議案第76号 小本川筋浅内地区河川災害復旧助成（流木捕捉工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
コ 議案第77号 松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
サ 議案第78号 大船渡港跡浜地区陸間設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて  
シ 議案第80号 閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し

議決を求めることについて

ス 議案第81号 高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

セ 議案第82号 大船渡港清水地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

ソ 議案第83号 大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(4) 企業局関係審査

(議案)

ア 議案第65号 令和元年度岩手県電気事業会計補正予算(第1号)

イ 議案第66号 令和元年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

9 議事の内容

○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○蛇口参事兼審査調整課総括課長 議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第6号)中、労働委員会関係の予算について説明申し上げます。

便宜、お手元の予算に関する説明書により説明申し上げますので、恐れ入りますが、138ページをお開き願います。第5款労働費、第3項労働委員会費について、89万7,000円減額しようとするものでございます。

補正の理由であります。1目委員会費、2目事務局費ともに執行見込みを踏まえまして所要の整備により減額となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第 52 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 2 款総務費及び第 5 款労働費のうちそれぞれ商工労働観光部関係、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費のうち商工労働観光部関係、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 7 款商工費、第 11 款災害復旧費のうち商工労働観光部関係並びに議案第 57 号令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小畑副部長兼商工企画室長** 議案第 52 号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）のうち商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 6 ページをお開き願います。当部関係の歳出予算は、2 款総務費、4 項地域振興費 5 億 2,998 万 9,000 円の減額のうち 7,847 万 1,000 円の減額、7 ページに参りまして 5 款労働費 6 億 2,017 万 6,000 円の減額のうち、3 項労働委員会費を除いた 6 億 1,927 万 9,000 円の減額、7 款商工費の 123 億 2,342 万 9,000 円の減額、続いて 9 ページに参りまして 11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費 1,251 万 9,000 円の減額のうち 1,237 万 7,000 円の減額、3 項商工労働観光施設災害復旧費の 17 億 7,654 万 8,000 円の減額、以上の合計で 148 億 1,010 万 4,000 円を減額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業のみ説明させていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の 89 ページをお開き願います。2 款総務費、4 項地域振興費、1 目地域振興総務費の説明欄の下、地方創生移住支援事業費は、本県への U ターン者の移住支援等に要する経費であり、支援実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

134 ページに飛びまして、5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の管理運営費は、関係職員の給与費等であり、所要額が見込みを上回ったため増額しようとするものであります。

2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、雇用・労働フォーラム等の開催に要する経費であり、事業実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

135 ページに参りまして、4 目雇用促進費の下から二つ目、事業復興型雇用支援事業費は、

東日本大震災津波の被災3県の求職者の雇入れ等に対する支援に要する経費であり、事業者からの申請実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

136 ページに参りまして、2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の上から二つ目、認定職業訓練費は、認定職業訓練団体の運営費に対する補助等に要する経費であり、訓練実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

2目職業訓練校費の下から二つ目、就職支援能力開発費は、離職者等の就職支援のための各種職業能力開発訓練の実施に要する経費であり、訓練実績が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

166 ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、1目商工業総務費の一つ目、管理運営費は、関係職員の給与費等であり、所要額が見込みを下回ったため減額しようとするものでございます。

167 ページに参りまして、2目中小企業振興費の上から二つ目、商工観光振興資金貸付金は、県内中小企業の振興を図るため中小企業者の事業活動に必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

その五つ下、中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した事業者に対して事業の再建や経営の安定に必要な資金を金融機関が融資する際の原資の一部を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

その二つ下、地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営の革新に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸し付けするものであり、貸付実績が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

下から九つ目、地域企業再建支援事業費補助は、令和元年台風第19号により被災した事業者の復旧に係る経費を市町村に補助するものであり、事業者の復旧に係る事業費が見込みを上回ったため増額しようとするものであります。

168 ページに参りまして、3目企業立地対策費の二つ目、企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、誘致企業等における大きな資金需要が今年度発生しなかったため減額しようとするものであります。

4目中小企業経営指導費の二つ目、中小企業ベンチャー支援事業費補助は、公益財団法人いわて産業振興センターが行う経営相談等の取り組みに係る経費に対する補助であり、補助対象人件費が当初の見込みを下回ったことなどにより減額しようとするものであります。

6目工業技術センター費の二つ目、地方独立行政法人岩手県工業技術センター施設設備整備費補助は、施設改修等の経費に対する補助であり、実績額が当初の見込みを下回った

ため減額しようとするものであります。

169 ページに参りまして、2 項観光費、1 目観光総務費の上から四つ目、いわてインバウンド新時代戦略事業費は、海外市場に対するプロモーションの実施や外国人旅行者の受け入れ体制の支援等に要する経費であり、所要額が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

2 目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、県が整備した観光施設の修繕等に要する経費であり、実績額が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものでございます。

213 ページに飛びまして、11 款災害復旧費、1 項庁舎等施設災害復旧費、2 目庁舎等災害復旧費の公共職業能力開発施設災害復旧事業費は、令和元年台風第 19 号により浸水被害を受けた県立宮古高等技術専門校の備品の購入等に要する経費であり、一部備品を修繕対応としたため減額しようとするものでございます。

続きまして、217 ページをお願いいたします。3 項商工労働観光施設災害復旧費、1 目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費は、いわゆるグループ補助金につきまして交付決定額が当初の見込みを下回ったため減額しようとするものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その 4）にお戻りいただきたいと思えます。議案（その 4）の 11 ページでございます。11 ページからは第 2 表繰越明許費補正の追加であり、当部の関係部分は 16 ページから 17 ページにかけて、7 款商工費の 10 億 4,890 万 1,000 円、22 ページに参りまして 11 款災害復旧費の 3 項商工労働観光施設災害復旧費の 43 億 4,103 万 4,000 円の以上を合計した 53 億 8,993 万 5,000 円となっており、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものであります。

以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。議案（その 4）の冊子の 43 ページをお開き願います。議案第 57 号令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 2 号）であります。第 1 条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 41 億 4,749 万 1,000 円を減額し、総額を 12 億 5,979 万 4,000 円としようとするものであります。

44 ページに参りまして、歳入の主な補正の内容となりますが、1 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

3 款諸収入、1 項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の増額に伴い増額しようとするものであります。

4 款県債、1 項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額を減額しようとするものであります。

45 ページに参りまして、歳出の主な補正の内容となりますが、1 款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1 項貸付費は、公益財団法人いわて産業振興センターの小規模事業者に対する融資貸し付けに係る年間所要見込額の減額に伴い減額しようとするものであります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算について説明を終わります。御審議のほどよろし

くお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 代表質問及び一般質問でも出ておりましたが、新型コロナウイルス感染症関係では、県内経済へのさまざまな影響が心配されます。それに対する政府の支援策等が検討されているわけですが、県内企業からの相談や支援に向けた体制はどのように検討しているかお伺いします。

○**関口経営支援課総括課長** 県では、きょう3月2日に県庁及び広域振興局に金融相談窓口を設置し、県内中小企業者の資金繰りに関する相談を受け付けることとしております。既に県内各商工会議所や岩手県商工会連合会、岩手県中小企業団体中央会、岩手県信用保証協会、地方銀行3行など、県内23機関において相談窓口を設置し、中小企業者からの個別の相談に対応しているところであります。

2月27日現在であります。商工指導団体、商工会連合会、商工会議所に相談が13件ありまして、内容は中国に進出した企業等からの今後の影響を心配する声、旅行キャンセルが相次ぎ、売り上げが減少しているなどの相談をいただいているところです。加えて運転資金の調達などについても相談があったところであります。

○**高橋はじめ委員** まだまだ先が見えないし、それからどれぐらいの被害額が想定されるのかもわからない。それから、各企業の減収がどれぐらいになるのかも、推定の範疇ということで、これからが本番で、この年度内が一番大変になってくると思います。そういう面で、県として資金的なものを含めた何らかの事業支援ができるのか、今現在ある事業項目の中で、新型コロナウイルス感染症対策に振り向けられるものがあるのか、その辺はいかがですか。

○**関口経営支援課総括課長** まず、資金面など、金融支援について、私からお答えさせていただきます。

中小企業経営安定資金は県の単独融資制度で、一般的に県単融資制度と言われる中の一つであります。この資金は、外部環境の変化に応じて中小企業者の経営に支障を来している場合に運転資金等を供給する制度でございます。こういった県単融資制度以外にも運転資金を支援する融資制度がございます。これらによって、まずは資金繰り支援を行いながら、加えて中小企業指導団体と連携し、課題の解決に向けた対応、事業計画の策定などを金融両面から丁寧に支援をしていきたいと考えております。

○**高橋はじめ委員** 緊急性のものは、今ある事業枠の中で予算を拡充しながら対応していただければと思っています。

それから、国のメニューはいつ頃出てくるのか、何か連絡等は来ているのでしょうか。

○**似内企画課長** 国からは特に来ておりませんが、新聞報道によりますと、3月10日前後に緊急対策第2弾をまとめるということは承知しております。いずれ国と連携して、しっかり対応していきたいと思っています。

○**関口経営支援課総括課長** 国から2月28日に、信用保証協会が保証する制度でございま



すが、外部環境等の変化に対応して中小企業の資金繰りを支援する保証制度の枠を拡充するためのセーフティーネット保証4号を発動するということが示されました。本日3月2日から本県を含む47都道府県において、セーフティーネット保証4号、保証枠の拡大が報じられているところであります。

○高橋はじめ委員 ぜひ商工団体等との連携を深めて、各事業所の相談に緊急的な取り組みをしっかりとやっていただければと思っています。

先ほどの説明で、移住、定住の関係予算は実績が見込みを下回ったということで減額になっております。人口減少でも話題にもなっていたのですが、取り組み実績と見込みと、どういったことが乖離したのか。新年度に向けてどういうところを拡充して取り組みをしようとしているのでしょうか。

それから、事業者の事業承継の問題が非常に大きな問題になっているのですが、事業承継についてどのような相談が来ているのでしょうか。後継者がいなくて、事業所を閉鎖しなければならないという意向を持っている事業所がどのくらいあって、把握をしているのか、それに対する取り組みはどうなっているのかをお聞きします。

○菊池定住推進・雇用労働室長 移住、定住の取り組みですけれども、県では東京に二つの移住相談窓口を設けておりましたが、今年度から労働関係とU・Iターンを一体的な施策で推進するというので、労働関係の情報提供と移住関係の情報提供を別々で行っていたものを、仕事と暮らし、移住の相談に対応できるよう窓口を強化しております。

また、より岩手県の魅力を感じてもらうために移住体験ツアーというのはこれまでも実施していたのですが、今年度から、いわてふるさとワーキングホリデーという、2週間から1か月程度、実際に岩手県の事業所に勤めてもらい、給料をいただきながら地域のイベントに参加してもらって、岩手県の魅力を感じてもらうという取り組みをしています。年40名程度の事業で、その中の1名から、岩手県への移住を決めた方がいらっしゃいますので、そういった取り組みや情報提供に努めております。

国の移住支援金の見込みとの乖離ですけれども、当初の予定としては100名で予算要求しておりました。さきの一般質問でも答弁したとおり、通算5年以上東京23区に住んでいるか、または通勤しているという要件に合致する方が今のところあまり多くないというところがあります。ですから、国に対しては要件の緩和を要望いたしまして、一部、緩和が図られたところではありますが、それでも対象になる方が少ないということで、引き続き要件の緩和を国には求めていきたいと思っております。一部緩和になった部分や移住支援金の支援の対象となるためには、県が登録、認定した企業の求人に就職することが条件になりますので、企業の登録をさらにふやして、対象求人をつやしながら、この事業を活用した移住の推進に努めていきたいと思っております。

○高橋はじめ委員 新年度の取り組みはないのですか。

○菊池定住推進・雇用労働室長 新年度につきましては、このマッチングサイトを、この3月から拡充した形で進めます。移住、定住は市町村の取り組みも重要ですので、市町村

の移住コーディネーター、窓口の設置の推進、マッチングサイトの拡充に力を入れて取り組んでいくこととしております。

○**関口経営支援課総括課長** 中小企業の事業承継に関して御答弁させていただきます。

中小企業者の相談状況であります。後継者は、ある年代、高齢層に達しているのですが、事業承継の準備をしていない、進んでいない、後継者が決まっていない、後継者がいないという相談、調査結果があることは認識しております。それらに対応するため、事業者に対して事業承継に向けた準備の必要性を認識してもらうこと、後継者の育成、支援制度の周知など、早い段階から準備に着手してもらうように対応していく必要があると思っております。

県では、県商工指導団体や関係機関で拠出している岩手県事業承継ネットワークがあります。そういうところが各事業者を訪問して、事業承継の現状や支援策の周知を図りながら、事業承継セミナーを実施しております。その中で抽出した課題や相談については、この岩手県事業承継ネットワークの関係機関やこのネットワークが発注するコーディネーター等が対応するというところで実施しているところであります。

○**高橋はじめ委員** 定住促進についての体験型は、私は本当にいい取り組みではないかと思っています。島根県や福井県などいろいろな取り組みをして移住者をふやしているということですので、いろいろな制約はあるようではございますけれども、体験してもらうことによって、岩手県はいいところということを知っていただくことが移住と定着につながると思いますので、ぜひ積極的に進めていただければと思います。

事業承継については、日本は欧米に比べて起業家が少ない、新しく企業を起こすことも少ないと言われております。こういう事業所が事業承継で事業主を募集しているという発信が必要だと思っております。そういう取り組みも検討していただければと思います。終わります。

○**佐々木朋和委員** 関連です。ただいま高橋はじめ委員から新型コロナウイルス感染症の御質問がありました。その答弁の中で、県内各所で相談窓口を開設しているということですが、国では、例えば厚生労働省から雇用調整助成金補助金で、中国との取引で売り上げの10%があれば対象になるという拡充もやっているようではございますけれども、省庁を越えた部分の補助メニューもワンストップで提供しているのか、その辺をお伺いします。

○**西野雇用推進課長** 2月14日に、中国との取引が10%以上である事業主の方がフォローされるようになったわけですが、2月28日にはさらに拡大されまして、中国との取引だけにとどまらない事業主の支援という形になっております。今想定されているのは、学校が休校になったことに伴う給食などについても、相談やフォローができるということも想定されております。基本的にはハローワークなどへの助成金になりますが、先ほど申し上げた県の相談機関などにも同じ情報を提供いたしまして、このような支援スキームがある、支援項目があるということを一括してお示しできるような情報提供に努めたいと思います。

○**佐々木朋和委員** 支援の幅が拡大をしたということで、よかったと思っております。東

日本大震災津波のときは被災地以外、今回で言えば感染者が出ていないところでも大きな影響が出ておりました、中国との実質的なつながりなどを重視されると、県内でも救われる業者は少なかったと思います。本県においては台湾との取引が多いので、台湾は含まれるのかなど、さまざまな不安があったわけでありますが、拡充していくことは大変いいことだと思っております。さらにほかの事業メニューにおいてもそのような形になるように、ぜひ県には国への要望をお願いしたいと思っております。

先ほど、支援窓口からの情報として、本県の被害状況、困っている状況は報告されたわけでありすけれども、県として、こういった経済状況、各企業へのヒアリング、商工団体を通じた実態調査を行う予定はあるのでしょうか。

○似内企画課長 現在県では、ものづくりの企業からのヒアリングを行っておりますし、先ほど関口経営支援課総括課長から答弁申し上げたとおり、商工団体からの聴取も行ってあります。観光関係団体からのヒアリング等も行ってあります、状況については把握しているところでございます。

○佐々木朋和委員 近々に対応していかなければならないところがありますから、主にどういった声は今上がっているのかお伺いします。

○似内企画課長 事業者、団体等からの声でございますけれども、観光業におきましてはやはりキャンセルの発生、運送の関係でいいますとバスのキャンセルがあるということでございます。タクシー利用者も減っているという話もございます。また、製造業に関しては、中国からの部品供給が滞っており、生産のおくれが出ているという声を聞いているところでございます。

○菅野ひろのり委員 関連ですが、まず、観光業など被害状況が出たわけですが、週末、地域を回ってみるとマスクやティッシュが在庫不足になっています。経済産業省は2月28日に生産状況は不足していないと発表しました。改めて、県内の流通状況等、きちんと県民に届くようになっているか確認します。

○似内企画課長 マスク、ティッシュの流通状況でございますが、今資料がありませんので、確認させていただきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 慌てないように注意喚起がされているわけですが、恐らく小中学生や高齢者はなかなか手に入りづらくて、非常に心配している点があると思っておりますので、その部分を確認いただいて、しっかりと注意喚起させていただきたいと思っております。

岩手県では、子育てにやさしい企業等が認定されておりまして、共働きであったりとか、今後小中学校、高等学校の対応の有無に関して、入社、退社の調整や勤務時間、企業の支援が非常に大切になってくるのではないかと考えておりますが、企業や商工会連合会でどういった対応を取られているのか、情報がわかれば教えていただきたいと思います。

○金野労働課長 商工会連合会等で具体的にどういった対応を講じられ、相談等を受けているかは承知しておりませんが、新聞報道を見ますと、お子様が学校に行けない、休校になって自宅にいなければいけなくて親御さんが働きに行けない場合について、柔軟な勤務

時間や休みがとりやすい環境の必要性が出てくるだろうと承知しています。いずれ岩手労働局等とも連携いたしまして、そういった企業への働きかけ等が必要であれば、県としても協力して対応していきたいと思っていますところでございます。

**○菅野ひろのり委員** 先ほどの企業の件も、マスクの件もですが、冷静に対応することが大切なのですが、一方で、唐突で緊急的な発表がなされた中で、特に小中学生、高校生の親御さんの働く環境や予防対策に対する不安が非常に広がっていると思います。ぜひ当局には関係団体等と連携して、不安軽減に努めていただくようお願いをしたいと思います。

**○高橋但馬委員** セーフティーネット保証4号が国から47都道府県に対して発動されました。対前年比20%の売り上げの減少に対して、別枠で100%の保証をするものだと認識しております。国からこの話が来たときに、県では各団体から情報を聴取していると思うのですが、その出てきた情報の内容について幾つかお示し願いたいと思います。

**○関口経営支援課総括課長** セーフティーネット保証4号を発動するに当たって、県内の中小企業者の影響の動向を国から求められておりました。また、県としても中小企業者の経営の状況を把握する必要があるということで、商工指導団体を通じ、約80者に対して聞き取り調査を行っております。そのうち約50者から売り上げに影響が生じているという回答がございました。先ほどから中小企業者の影響を説明させていただきましたが、この聞き取り調査でも同様な状況にあるということで、商工団体、商工指導団体から報告を受けているところであります。

なお、この調査については、緊急的に短い時間の中でやらなければならないということもあり、まずは影響が懸念される業種を中心に抽出したものでございます。調査数も少ないこともあり、これだけで状況を把握することは十分と思っております。引き続き、県、関係機関の相談窓口での状況を確認するとともに、商工指導団体、関係団体等を通じ県内事業所の影響を把握してまいります。

**○高橋但馬委員** 私の地元でも、台湾旅行のキャンセルや国内旅行のキャンセルがここに来て非常にふえているという話がありました。また、議員連盟でも懇談会を自粛する形になって、盛岡市内のホテルなども非常に厳しい状況にあると思います。県でもその辺の情報をしっかりと収集しながら、セーフティーネット保証4号が発動されているということをご皆さんに広めていただいて、しっかりと対応していただきたいと思います。

**○軽石義則委員** 事業復興型雇用支援事業費の減額について、執行できなかったということはわかるのですが、その予算に対して、なぜこの減額するぐらいの金額を執行できなかったのか、要因について説明いただければと思います。

**○西野雇用推進課長** 事業復興型雇用支援事業費は沿岸被災地において、事業主が雇用する際にその資金の一部を助成するというものでございます。令和元年度当初予算におきましては923名分の予算を見込んでおりましたところ、実質見込みとして382名以内になりそうだということで減額したものとなっております。

予算の積算におきましては、最初は設備補助など国庫補助のような助成制度を活用して

いることが前提となっております。今までの利用状況を見ますと、グループ補助金などを活用している例が多いことから、そのグループ補助金の完了見込みやほかの政策制度の利用実績などから推計して、なるべくより多くの方に対応するよう積算しているところがあります。今年度初めは 900 名ほどで予算を積算したところでしたが、やはり最近の人材確保の厳しさや再建のおくれ、加えて、国の要件が、一度この事業を使うと 3 年間は助成されるのですけれども、2 回目が使えないというようなことがあります。そういうことで助成金の活用が当初見込んだよりも伸びなかったということでございます。

ただ、今後再建する事業者、活用の意向のある事業者はいらっしゃいますので、来年度に当たりまして、沿岸地区の商工会議所の広報紙や説明会などを活用して、事業の周知に努めてまいりたいと思っております。

○**軽石義則委員** 業種的にはどういうところを主に見込んで予算を立てたのでしょうか。また、沿岸被災地は、特に今年度は資源不足によって水産加工業を含めて非常に厳しい状況にあります。資源が入ってこないのも、事業再建する人も、雇えないぐらいの状況なのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○**西野雇用推進課長** 計画をつくる際は、業種というよりグループ補助金の活用、事業者の完了件数ということで、制度活用の事業者数をベースに考えております。業種については、加味していないところであります。ただ、最近では製造業に加えまして小売業やサービス業系、被災地に再建する福祉施設などの活用が多い状況となっております。事業者につきましては、水産物の確保が難しいというよりは、人材の確保が難しいということが起因していると推察しているところでございます。

○**軽石義則委員** 業種別にはなかなか見づらいところもあると思いますけれども、沿岸被災地はこれからがまさに正念場と言われております。海とのかかわりは当然多い地域でございますので、人口流出もどうやってとめていくのかという大きな課題も抱えながら、復興の仕上げになっていくとすれば、やはり事業を再開してもらわなければ雇用も生まれません。さらに使いやすい制度でなければならぬと思いますし、そのことによって地域が活性化されていくことが大事だと思いますので、引き続き対応してもらいようよろしくお願いいたします。

次に、仕事をする上では職業訓練も必要ではないかと思っておりますけれども、補正予算を見ると認定職業訓練費と就職支援能力開発費の予算執行ができなかったということになる結果です。その要因、背景についてお示し願いたいと思っております。

○**金野労働課長** 認定職業訓練費でございますが、各地域に置かれております職業訓練協会で行っております、主に在職者訓練等への補助でございますが、各地域で訓練を受ける人が減っているという状況です。原因の一つは人材不足ということがあるかと思っております。また、企業が忙しくて、入社した若い従業員を訓練に出している時間的な余裕がないということがあるようでございます。6 カ月以内の短期の訓練については、ある程度人数等は出ていると聞いておりますが、1 年を超える長期の訓練となりますと、企業として人を出

すのがなかなか難しくなっていると承知しております。その結果が予算の減額にも反映されていると理解しております。

就職支援能力開発費ですが、こちらは離職者訓練が中心になっております。ハローワークに行きまして、そこでまず訓練を受けてみてはいかがかということになりますが、今申し上げましたとおり、人手不足のため有効求人倍率も非常に高い状況であります。業種によってばらつきはございますが、高い有効求人倍率等の影響もありまして、訓練をしなくても、すぐ就職をされる方が多いということでもあります。また、訓練を受けるにしても長期の訓練を敬遠される傾向がありまして、訓練自体を通常3カ月から2カ月に短縮したことによるもの、訓練を受ける方が少なくなっているということでも予算が大きく減額することになります。雇用でのセーフティーネットでありますので、1,300人から1,400人ぐらいの規模で、しっかり訓練を受けられるように枠を大きく準備していますが、実際には1,000人から1,100人ぐらいの受講者にとどまっているところでございます。その分の影響もあり、この金額に影響していると承知しております。

○**軽石義則委員** 求人倍率が高いがゆえに活用ができなかったということですが、現状求められている職業人材にメニューがマッチしているのかどうかという部分も確認していく時期ではないかと思うのです。これまでやってきたからこれからもやるというものではなくて、今どういう職種、人材が必要かということを考えながら進めることが大事であると思っているのですが、その点はどうか。

○**金野労働課長** 訓練の職業業種の部分でございますが、全国的に人手不足が懸念されております介護分野、建設分野になるべく求職者の方が訓練を受けて入っていただけるように手厚くしているところではあるのですけれども、そのところにつきましても、就職を希望される方は比較的事務職系を希望される方が多いということで、介護分野や建設分野に向いていただけないというところがあります。ただ、人材不足の分野でありますので、ハローワークを通じて働きかけ等、連携してやっていきたいと思っております。

また、訓練そのものを受けずに就職するケースもかなり多くなっております。ただ、訓練を受けていただいて技術や知識をしっかり身につけていただくことによって、長期の雇用、または正社員での雇用につながっていくと考えておりますので、各訓練機関や労働局とも連携しながら、なるべく多くの皆さんに受けていただけるような訓練の活用を検討していきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 必要なところには人が集まらず、就職しやすいといいますが、求めるところはなかなか求人がないという、まさにミスマッチだと思うのです。そういうことからいくと、労働条件も含めてメニューの中で、人材が必要な業界にも、なぜ教育や訓練に来ないのかという情報を発信して、人が集まりやすい、訓練しやすいような環境づくりをあわせてしていかなければ、ますます人手不足になっていく業界や業種がふえていくのではないかと考えています。そこら辺で、関係団体に対しての連携や商工労働観光部のできる部分は限られると思いますが、取り組みはしたことがあるのでしょうか。

○**金野労働課長** 訓練メニューの設定につきましては、訓練を実施している機関、労働局、ハローワークなどで、そのニーズ等も把握しながらやっておりますが、例えば県庁の他部局にこういう訓練メニューがあるということについては、積極的な対応は少なかった、積極的ではなかったと思います。いずれ訓練を必要とされている人、就職者を必要とする事業所にしっかりマッチングできるように、庁内、庁外含めて連携を図るように対応してまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** いろいろな職種があつて、人材が不足している職種の訓練が求められている業界もあります。さらに各業界からもいろいろな声をお聞きした上で、当然労働局がやるべき仕事も多いと思いますけれども、県としても予算は限られていますので、国で活用できる予算をフルに県民の皆さんに活用していただけるように加えていく施策がこれから大事になっていくと思いますので、今後も引き続き取り組んでいただくことをお願いして終わります。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、県土整備部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○**八重樫県土整備部長** このたび、災害公営住宅を含む県営住宅の一部入居者に対し、誤って本来よりも低い家賃を徴収していたことが判明しました。このような事案が発生したことは、入居者の皆様に御迷惑をおかけするとともに、住宅行政に対する信頼を損ねるものであり、深くおわびを申し上げます。

事案がありましたのは、県南広域振興局管内の一般県営住宅5世帯と沿岸広域振興管内の災害公営住宅の1世帯です。未徴収額は、県南広域振興局管内が5世帯、合計190万9,560円、沿岸広域振興管内が29万1,120円です。

県南広域振興局管内における発生原因は、改修工事に伴い、他の棟へ移転した入居者に係る県営住宅管理システムの登録を誤ったことにより、本来よりも低額な家賃を徴収していたものです。沿岸広域振興管内における発生原因は、入居承継した同居家族が被災者でなかったにもかかわらず、被災者に適用される東日本大震災特別家賃低減制度を誤って適用し、本来よりも低額な家賃を徴収していたものです。誤徴収となった入居者の方には、消滅時効前の過去5年間分について、個別に訪問し、分割での支払いを含めて差額分の家賃の支払いについてお願いをしているところです。

今回の誤徴収については、事務処理の誤りが原因であったことから、今後は業務の進捗管理等を徹底するとともに、状況等により定期的かつ複数でのチェックを行います。また、事務の留意点についての注意喚起文書の発出、担当職員を対象とした県営住宅管理システム操作研修会の開催により適正な事務処理の徹底を図ります。

県土整備部といたしましては、再発防止策を徹底し、今回のような不適切な事案が発生することがないように、部を挙げて取り組んでまいります。以上でございます。まことに申しわけございませんでした。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に対し、質問、意見等がある場合は、この際で御発言いただきますようお願いいたします。以上をもって県土整備部長からの報告を終わります。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費のうち県土整備部関係、第8款土木費、第11款災害復旧費のうち県土整備部関係、第2条第2表繰越明許費補正中、第8款土木費、第11款災害復旧費のうち県土整備部関係、第3条第3表債務負担行為補正中、1追加及び2変更中4から13まで、議案第58号令和元年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第62号令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第63号令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第70号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上5件の予算議案、及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**多田副部長兼県土整備企画室長** 初めに、議案第52号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第6号）中、県土整備部関係について御説明を申し上げます。

議案（その4）の7ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、自然災害からの復旧復興の加速や、防災・減災、国土強靱化を強力に推進する国の補正予算に対応するほか、事業費の確定等に伴い所要額の補正を行おうとするものであります。

第1表歳入歳出予算補正、歳出のうち当部関係は、6款農林水産業費、3項農地費のうち98万7,000円の減額、8ページの8款土木費は133億8,514万6,000円の増額、9ページの11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費は23億9,760万7,000円の減額など、総



額 109 億 8,655 万 2,000 円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、説明欄の主な内容について御説明申し上げますので御了承願います。

予算に関する説明書の 151 ページをお開き願います。6 款農林水産業費、3 項農地費、2 目土地改良費のうち当部関係は、152 ページをお開きいただきまして、説明欄の下のほう県土整備部と記載してある箇所であり、農業集落排水事業費補助は今年度の執行見込みを踏まえ減額しようとするものであります。

171 ページをお開き願います。8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費は、管理運営費の減額などでありまして。

174 ページをお開き願います。2 項道路橋りょう費、2 目道路橋りょう維持費のうち、説明欄 1 行目、道路環境改善事業費は、国の補正予算等に対応し、道路災害防除、交通安全施設整備、橋梁補修などに要する経費を、2 行目の除雪費は年度の降水量を踏まえ、不足が見込まれる経費をそれぞれ増額しようとするものであります。

175 ページに参りまして、3 目道路橋りょう新設改良費のうち、説明欄 1 行目、地域連携道路整備事業費は、現道の拡幅、線形の改良、バイパスの建設などの道路整備に要する経費、一番下の直轄道路事業費負担金は、国が実施する道路整備に要する経費に対する負担金を国の補正予算等に対応し、それぞれ増額しようとするものであります。

177 ページをお開き願います。3 項河川海岸費、2 目河川改良費のうち、説明欄 1 行目、基幹河川改修事業費は、国の補正予算等に対応し、河川改修や河道掘削、立木伐採などに要する経費について増額しようとするものであります。

178 ページをお開き願います。3 目砂防費のうち、説明欄 6 行目、砂防激甚災害対策特別緊急事業費は、平成 28 年台風第 10 号災害に伴う砂防堰堤の整備などに要する経費について、その三つ下、災害関連緊急砂防事業費は、令和元年台風第 19 号に伴う対策施設の整備などに要する経費について、国庫支出金の額の確定に伴い、それぞれ減額しようとするものであります。

180 ページをお開き願います。4 項港湾費、2 目港湾建設費のうち、説明欄一番下の直轄港湾事業費負担金は、国の補正予算等に対応し、国が実施する防波堤整備に要する経費の負担金を増額しようとするものであります。

182 ページをお開き願います。5 項都市計画費、2 目街路事業費のうち、説明欄中ほど、都市計画道路整備事業費は、国の補正予算等に対応し、街路の整備に要する経費について増額しようとするものであります。

184 ページをお開き願います。6 項住宅費、1 目住宅管理費のうち、説明欄下から三つ目、生活再建住宅支援事業費、2 目住宅建設費のうち、説明欄 2 行目の災害公営住宅整備事業費は、今年度の執行見通しを踏まえ、それぞれ減額しようとするものであります。

少し飛びまして 218 ページをお開き願います。11 款災害復旧費、4 項土木施設災害復旧

費、1目河川等災害復旧費は、河川道路等の災害復旧に要する経費について、当部支出金の額の確定等に伴い減額しようとするものであります。

続きまして、繰越明許費について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）にお戻りいただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正のうち当部関係の事業は、17ページ、8款土木費、1項土木管理費、地域づくり研究改善事業から、20ページ、6項住宅費災害公営住宅整備事業までの64事業、712億1,904万5,000円と、23ページに参りまして11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費の3事業、277億3,383万円、8項住宅施設災害復旧費、住宅施設災害復旧事業4,000万円、合わせて989億9,287万5,000円でございますが、これらは東日本大震災津波に係る復旧復興事業や、平成28年台風第10号災害、令和元年台風第19号災害に係る復旧事業などが主な内容であり、計画調整や関係機関との協議等に不測の日数を要したことから、翌年度に繰り越して使用するため、今回の補正予算において繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。24ページをお開き願いまして、第3表債務負担行為補正のうち当部関係の内容は、1追加、1空港管理運営から9クルーズ船寄港拡大推進までの9件であります。令和2年4月1日からの業務開始を必要とする施設管理業務などについて、令和元年度中に契約事務を進めるため、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

25ページに参りまして、2の変更中、4除雪から、26ページ、13河川等災害復旧事業までの10事業について、いずれも令和元年度から翌年度以降にわたって施工される工事等に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、当部所管の特別会計3件について御説明を申し上げます。46ページをお開き願います。議案第58号令和元年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22万2,000円としようとするものであります。

47ページ、歳入中、1款財産収入、1項財産運用収入、土地開発基金の利子の確定に伴う減額です。

48ページの歳出中、1款管理事務費、1項管理事務費は、土地開発基金に係る管理事務費の確定に伴う減額であります。

次に、59ページをお開き願います。議案第62号令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,450万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億2,851万1,000円としようとするものであります。

次の60ページをお開きいただきまして、第1表歳入歳出予算補正、歳入中、1款分担金及び負担金、1項負担金は、流域下水道事業に係る受益市町からの負担金の確定に伴う減

額です。

61 ページの歳出中、1 款流域下水道事業費、1 項流域下水道管理費は、事業の確定に伴う減額であります。

次の 62 ページをお開き願ひまして、第 2 表繰越明許費であります。流域下水道建設事業 1 件 1 億 2,874 万 8,000 円を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を定めようとするものであります。

次に、63 ページに参りまして、議案第 63 号令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明を申し上げます。第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 1,686 万 2,000 円としようとするものであります。

次の 64 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正、歳入中、第 5 款諸収入、1 項雑入は、国からの漁業権先行補償費相当額の確定などに伴う増額であります。

65 ページの歳出中、1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、事業費の確定に伴う減額であります。

次の 66 ページ、第 2 表繰越明許費であります。港湾管理及び港湾施設整備事業の 2 件、7 億 2,206 万 8,000 円を翌年度に繰り越して使用しようとするため、繰越明許費を定めようとするものであります。

67 ページに参りまして、第 3 表債務負担行為補正では、令和 2 年 4 月 1 日の業務開始を必要とする保守点検等の委託につきまして、令和元年度中に契約事務を進めるため、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、負担議案 1 件について御説明を申し上げます。87 ページをお開き願ひます。議案第 70 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは土木関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 多額の費用をかけてターミナルを整備してきたのですが、フェリーが中止となるということで、そこが使われなくなるとどうなるのかという思いがしています。直接室蘭港ということではなく、いろいろなところからフェリーで立ち寄っていただけないものかと思いますが、その辺の状況について、話し合いをしていると思いますが、内容をお示しくください。

フェリーが完全に終わるということになれば、今後どういう活用の仕方を検討しなければならないのか、あるいは検討しているのかについてお聞かせください。

○**照井港湾課総括課長** 現在本州と北海道を結ぶフェリーは、函館港から青森港に行くフェリー、そして苫小牧港から仙台港に行って、名古屋港に行くフェリー、そして苫小牧港から大洗港に行くもので、宮古市の沖合を二つの航路が就航している状況です。県といた

しましては、宮古一室蘭に限らず、そのほかの航路についても可能性はないか検討していかなければならないと考えているところです。

フェリーターミナルは、ことし新型コロナウイルス感染症の関係で寄港休止ということも起きていますが、一つはクルーズ船の寄港時のクルーズターミナル的な使い方を考えております。そして、港湾振興の観点の基地として、宮古港の港湾の利用促進に向けた活動の拠点となる施設ということと、一般市民に向けても港湾への利用を深めていただく基地ということで、例えば港湾関係のパネルを展示して見ていただくなど、できるだけ活用を図っていこうと考えています。

○高橋はじめ委員 さまざまな活用の仕方があると思いますので、いろいろ調査研究をしていただいて、有効活用していただければと思います。岩手県から北海道の便は日中行くということで、当初から利用客はあまり多くなかったわけですが、夜に北海道に向けた便があれば、もっと利用価値があったと思います。せっかくすばらしい施設を建てたので、寄ってもらって北海道に行くような、新たな航路としてできるような努力も引き続きお願いしたいと思います。終わります。

○菅野ひろのり委員 先ほど除雪費の説明がありました。ことしは非常に雪不足で、スキー場も6割ぐらいの稼働というところもあるようです。まず、ことしの県内の雪不足による除雪の稼働状況は、どのようになっているかお伺いします。

○和村道路環境課総括課長 今年度の積雪ですけれども、累加降雪量という、雪がどれくらい降ったのかを足した数字がございます。1月末現在で平年の約7割程度になっております。それに対する除雪に関する機械の稼働率につきましては、積雪と同じように6割程度の稼働になっております。その一方で、朝夕の平均気温は、寒かったものですから、融雪機械、塩をまく機械につきましては約8割程度の稼働となっております。

○菅野ひろのり委員 金ケ崎町では、除雪の稼働が例年の2割から3割程度ということで、建設業界から、稼働の補償を求める声が上がっていたようです。県内ではほかにそういった声が上がっている地域等ありませんでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 県内の市町村にはあると聞いておりますが、県には直接苦情等は来ておりません。

○菅野ひろのり委員 確認ですけれども、ほかの市町村では金ケ崎町のような声は幾つかあるけれども、県にはないということでもいいですか。

○和村道路環境課総括課長 確認している分では、奥州市と金ケ崎町には直接要望があったようではありますが、岩手県に対する要望はございません。

○菅野ひろのり委員 先ほど累加降雪量が7割ぐらいということですが、建設業界は、どの程度の降雪量に対して、重機のリースや人員体制をとるのか判断が非常に難しいです。これから丁寧に考えていかなければいけないと思っているのですが、県はこれからの降雪に対する除雪の体制をどのように考えていますでしょうか。

○和村道路環境課総括課長 これから突然大雪が降ったりしますので、除雪体制をきちん

と組むということは生活を守る上で重要な点と考えております。このように雪が少ないと、業者の方々が自前で機械を持つことはなかなか厳しいと思っております。既にやっておりますのは、業者が持っている機械につきまして、平年よりも著しく稼働が少なかった場合には、損料分をお支払いするという制度がございますので、昨年度だけでも岩手県全体で約5億円支払っておりますので、機械に関する負担をできるだけ少なくするように努めております。

○菅野ひろのり委員 昨年度の機械の損料5億円ということでしたが、ことしはもう少しふえる可能性があるということですか。

○和村道路環境課総括課長 雪の状況や機械の稼働状況を見ますと、昨年度とあまり変わっていない状況になっておりますので、ほぼ同程度と考えております。

○菅野ひろのり委員 先ほど金ヶ崎町の例を挙げましたが、建設業者にとって冬場の除雪事業は非常に重要でもありますし、かつ道路の体制をとっていく上で、除雪の稼働ができないと、人員の育成や機械設備が大きな負担になって、ゲリラ豪雪があったときの対応が滞る可能性があるのです。今後も冬期間における除雪の体制と企業に対する支援をしっかりと考えて御対応いただきたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第73号主要地方道大船渡広田陸前高田線久保・泊地区道路改良（第7工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原道路建設課総括課長 議案（その5）の3ページをお開き願います。議案第73号主要地方道大船渡広田陸前高田線久保・泊地区道路改良（第7工区）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の1ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。工事概要は、まちづくり連携道路に位置づけて整備を進めている主要地方道大船渡広田陸前高田線久保・泊地区において、津波災害時に浸水しない道路をつくらうというものでございます。

変更契約の理由及びその内容ですが、まず今回の変更により請負契約額が5億円以上となることから今回提案するものであります。当初においては、予定価格が5億円未満であったことから沿岸広域振興局発注としております。

変更の内容について、2ページにより説明させていただきます。この工事では、施工延長420メートルのうち切土を行ったのは約380メートルであり、事前の弾性波調査などにより当初設計においては資料下段の左側の図のような、土砂層とその下の軟岩、中硬岩、硬岩から成る岩盤の層を見込んでおりました。しかし、実際に土砂部を切り下げ岩盤部に到達したところ、右側の図のように全区間において実際の岩盤が硬岩であったということから、岩盤部全体を硬岩部として設計変更を行おうとするものでございます。

1ページにお戻りください。契約金額ですが、平成30年10月25日の当初契約金額3億9,576万7,080円に対しまして、今回の変更により3億2,168万6,200円の増額となり、変更後の契約金額は7億1,745万3,280円となるものでございます。

請負者は、株式会社菊池組であります。

工期は、現在の令和2年3月31日で、変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第74号主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原道路建設課総括課長** 議案（その5）の4ページをお開き願います。議案第74号主要地方道花巻大曲線（仮称）小倉山4号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案説明資料の3ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は30億5,405万32円で、請負率は92.5%。請負者は、佐藤工業株式会社・菱和建设株式会社・株式会社佐藤組特定共同企業体であります。

工事概要ですが、花巻市と西和賀町間の交流促進や観光振興を支援する重要な路線であ

ります主要地方道花巻大曲線の小倉山の2工区において、未改良区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的として、トンネル及び道路を築造する工事であります。

工期は、923日間で、令和元年度から令和4年度までの4年間の債務負担行為で行われるものでございます。

なお、4ページに入札結果説明書、5ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第75号小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**幸野河川課総括課長** 議案（その5）の5ページをお開き願います。議案第75号小本川筋中島地区ほか河川激甚災害対策特別緊急（築堤工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の6ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は12億7,160万円で、請負率は91.42%。請負者は、株式会社畑中組であります。

工事概要ですが、本工事は平成28年台風第10号により被災した岩泉町中島及び中里地内において、河川改修及び国道かさ上げを行うものであります。

工期は、令和3年3月15日までで、令和元年度から令和2年度までの2年間の債務負担行為で行うものでございます。

7ページに入札結果説明書、8ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

なお、請負者の株式会社畑中組は、別途施工中であります県発注の道路災害復旧工事において、令和2年2月11日に死亡事故が発生しておりますが、現段階で指名停止措置等の仮契約の解除となる事由には該当していないことから、契約事務を進めさせていただくものであります。なお、労働基準監督署から2月28日付で株式会社畑中組に対し安全衛生指

導書が交付されましたが、法令違反の指摘ではないことを確認しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 平成 28 年台風第 10 号災害からの災害復旧ということですが、この工事の施工まで、かなり年数がかかっています。もっと早くできなかったのかと思いますが、どういう事由があって今からの工事となったのですか。

○**幸野河川課総括課長** 本工事は、堤防とともに道路かさ上げを行う工事であります。これまでかなり時間を要したわけでありまして、主な原因は用地の取得に時間を要したものでございます。道路のかさ上げと同時に行うものですから、一定区間、この施工を行う区間については一連で用地を確保する必要があるということでありまして、これまで用地交渉を行ってきた中で用地取得のめどが立ったことから、この段階で契約を結ぶことになったということでございます。

○**高橋はじめ委員** 地権者が多くいるため、全員の同意を得てからの工事発注というお話と伺ったのですが、地元としては本当はできるところからどんどんやってほしいという、そんな思いもあったと思ったのですが。ちなみに、どのくらいの地権者で、同意に時間がかかったのは何人ぐらいなものか、人数ぐらいならお話しできると思いますが、いかがですか。

○**幸野河川課総括課長** 当該工事に係る用地の取得については、75 件中、現時点で 72 件と契約しております。残りについても 4 月中に取得できる見通しが立ったという状況でございます。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 76 号小本川筋浅内地区河川災害復旧助成（流木捕捉工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**幸野河川課総括課長** 議案（その 5）の 6 ページをお開き願います。議案第 76 号小本川筋浅内地区河川災害復旧助成（流木捕捉工）工事の請負契約の締結に関し議決を求めるこ



とについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 10 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。契約金額は 7 億 1,478 万円で、請負率は 91.64%。請負者は、蒲野建設株式会社であります。

工事概要ですが、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災した岩泉町浅内地区において流木捕捉工、この流木捕捉工とは河川本線の隣接地に流木を捕捉する施設を設け、流木堆積による流下阻害を原因とした被害を軽減するものであります。その施設を施工するものでございます。

工期は、令和 3 年 3 月 15 日までで、令和元年度から令和 2 年度までの 2 年間の債務負担行為で行うものでございます。

なお、12 ページに入札結果説明書、13 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 77 号松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原砂防災害課総括課長** 議案（その 5）の 7 ページをお開き願います。議案第 77 号松橋川筋滝野地区砂防堰堤工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案説明資料の 15 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。契約金額は 8 億 9,100 万円で、請負率は 92.1%。請負者は、菱和建设株式会社であります。

工事の概要ですが、本工事は平成 28 年台風第 10 号により被災いたしました重要河川松橋川において砂防堰堤の整備をする工事でございます。

工期は、653 日間で、令和元年度から令和 3 年度までの 3 か年の債務負担行為で行うものです。

なお、16 ページには入札結果説明書、17 ページに入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 78 号大船渡港跡浜地区陸閘設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**幸野河川課総括課長** 議案（その 5）の 8 ページをお開き願います。議案第 78 号大船渡港跡浜地区陸閘設備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 18 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大船渡市跡浜地区において、津波対策施設として陸閘を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第 2 回変更、第 3 回変更の内容について、20 ページ以降の資料により説明させていただきます。20 ページをお開き願います。②の図をごらん願います。第 2 回変更においては、関係者協議により確定した、扉体据付け時の作業ヤード等の現場状況を踏まえ、照査設計を行い、扉体構造等を変更したものでございます。

次に、21 ページをお開き願います。③の図をごらん願います。第 3 回変更においては、事業用地取得の難航により、当初発注時には工事対象外としていた陸閘 1 基について、用地取得が図られ、施工が可能となったことから、陸閘 1 基に係る機械設備工及び電気設備工一式を増工するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

18 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 29 年 10 月 10 日に議決いただいた当初契約の金額 8 億 3,484 万円に対し、今回の変更により 2 億 3,126 万 700 円、27.7%の増額となり、変更後の契約金額は 10 億 6,610 万 700 円となるものでございます。

請負者は、株式会社中央コーポレーション・大同機工株式会社復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

工期は、現在の令和2年3月13日から令和3年3月15日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋但馬委員 確認ですけれども、今回陸閘がつくところと隣接工場との話し合いがついて、新しく追加するというところでよろしいのですか。

○幸野河川課総括課長 隣接の工場との用地の契約部分でありますけれども、12月定例会で土木工事についてお話しした内容でございます。当初この防潮堤の部分に理解を得られず、道路かさ上げという形で事業計画を進めてきましたが、この工場の理解が得られず、その後用地補償の調査を踏まえ、令和元年8月22日に契約を締結することができました。それに伴って今回この陸閘を追加するというところでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第80号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その5）の10ページをお開き願います。議案第80号閉伊川筋藤原地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の22ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりです。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した閉伊川に新設する水門の設備工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第7回変更及び第9回変更について、23ページ以降の資料により説明させていただきます。23ページをお開き願います。⑦の図をごらん願います。第7回変更においては、耐震設計等による土木本体

工事の構造変更に伴い、水門ゲートを支える部材である戸当りや支持梁等について、耐震性能を満たすように部材等の変更を行ったものであります。また、水門本体の詳細設計の結果を踏まえて、開閉装置等の仕様の変更等を行ったものでございます。

次に 24 ページをお開き願います。⑨の図をごらん願います。第 9 回変更は、機械設備の仕様変更による詳細設計を行い、水門ゲート制御に必要な電気容量が決まったことから、非常用発電機及び受変電盤等の電気設備について変更するものであります。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

22 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 26 年 7 月 7 日に議決いただいた当初契約の金額 56 億 8,213 万 9,200 円に対し、今回の変更により 18 億 4,327 万 4,880 円、32.4% の増額となり、変更後の契約金額は 75 億 2,541 万 4,080 円となるものでございます。

請負者は、株式会社 I H I インフラシステム・豊国工業株式会社特定共同企業体。

工期は、現在の令和 3 年 3 月 15 日で変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 今回もインフレスライド条項ということが変更内容にありました。第 5 回変更、第 6 回変更のときも、それぞれインフレスライドで 3,000 万円、5,000 万円になっておりますが、今回はどこの価格が変更になったのか。前回と何が違うのか。その辺をもう少し詳しく説明をお願いします。

○**幸野河川課総括課長** インフレスライドにつきましては、それぞれの年ごとに労務単価であったり、資材単価が上昇、下降することに伴って金額の増減が出るものでございます。第 4 回変更、第 5 回変更につきましては、それぞれ平成 29 年度、平成 30 年度というタイミングで行ったものであります。第 9 回変更については、令和元年度のタイミングで行ったということになります。その年度によって労務単価、資材単価が変わっていることを受けて変更したものでございます。

○**高橋はじめ委員** 労務単価にはそれぞれ違いがあるから、そのとおりでと思います。資材というと、工事は進んでいるので、どういうところが今回変わったのかをもう少し詳細にお願いします。

○**幸野河川課総括課長** どういった資材が変更になったかについては、現在手元に資料がないので、御了承いただければと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 81 号高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原砂防災課総括課長** 議案（その 5）の 11 ページをお開き願います。議案第 81 号高田地区海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 25 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災いたしました高田地区海岸の防潮堤（第一線堤、第二線堤）を復旧する工事を行うものでございます。

変更設計の理由及びその内容は、当初議決後の主な設計変更であります第 1 回変更、第 2 回変更、第 3 回変更の内容を 27 ページ以降の資料により説明させていただきます。27 ページをお開き願います。第 1 回変更についてでございますが、上段の平面図をごらんください。工事着手前に実施いたしました地質調査の結果、液状化対策として地盤改良の範囲を追加し、また下段の断面図のとおり、液状化の対策に必要な深さがさらに深くなったことによりまして、地盤改良の改良深さを変更しております。

次に、28 ページをお開き願います。第 2 回変更についてでございますが、上段の平面図をごらんください。第 1 回変更の範囲に隣接いたします気仙川水門との取付け部におきまして、地盤の液状化対策について詳細な検討を行った結果、下段の断面図のとおり、地盤の改良の範囲を追加しております。

次に、29 ページの上段の平面図をごらん願います。地質調査の結果、地盤改良箇所に瓦れきなどが確認されましたことから、下段の断面図のとおり、瓦れきを除去するための補助工法を追加しております。

次に、30 ページをお開き願います。第 3 回変更についてでございますが、同様に断面図をごらんいただきたいと思えます。生コンクリートの供給不足等によりまして、防潮堤の被覆工につきまして、現場打ちコンクリートから被覆ブロックに変更するものでございます。

次に、31 ページ上段の平面図をごらんいただきたいと思えます。河川の流れを海のほうに導くための既設導流堤の撤去に伴いまして、下段断面図のとおり、第一線堤の端部処理といたしまして、控え式の護岸工を新たに追加するものでございます。

お手数ですが、25 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 30 年 3 月 2 日に議決いただきました当初契約の金額 11 億 2,320 万円に対し、今回の変更により 6 億 4,450 万

6,840 円、57.4%の増額となり、変更後の請負金額は 17 億 6,770 万 6,840 円となるものでございます。

請負者は、株式会社佐藤組。

工期は、現在の令和 2 年 3 月 15 日から令和 3 年 3 月 15 日に変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 先ほど生コンクリートの供給不足ということがありましたが、復興需要が落ち着いてくる中では、安定供給されているものと認識しているのですが、そこら辺の原因、現状はどのようになっているかお伺いします。

○菅原砂防災害課総括課長 現場の生コンクリートの供給の状況ということでございますが、当初、ことし 4 月から 12 月頃までの予定で、生コンクリートを現場打ちのコンクリートで施工するという予定で進んでおりました。先ほど御説明しましたが、地盤改良等の調査が追加になったということがございまして、今の予定ですと生コンクリートが来年の 5 月から 8 月頃に供給という見込みでございます。その際に、気仙地区の生コンクリートの供給につきまして現場と調整等を行った結果、今回の当該工事では 1 日約 670 立米の生コンクリートの打設を予定しておりますが、気仙地区の供給できる量が 1 日当たり 500 立米という状況でございまして、確実な防潮堤の復旧を進めるためにも被覆ブロックに変更するという状況でございます。

高田地域は復旧が相当進んでおりますが、今なお漁港の防潮堤工事、あるいは市庁舎の建設等がこれから進んでくること、また、市街地の復旧工事もあるという状況の中で、今回変更させていただきたいということで御審議をお願いしたところでございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 82 号大船渡港清水地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その 5）の 12 ページをお開き願います。議案第 82 号大船渡港清水地区ほか海岸災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 32 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した清水地区海岸ほかにおいて、水門及び陸閘の設備を復旧する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、当初議決後の主な設計変更である第 3 回変更、第 5 回変更及び第 7 回変更の内容について、35 ページ以降の資料により説明させていただきます。35 ページをお開き願います。上段の③の図をごらん願います。第 3 回変更においては、隣接する港湾施設の計画高に合わせて、陸閘の敷高、この敷高というのは扉体の底の部分の高さのことでありますが、それが変更となったことに伴い、扉体の高さ及び構造を変更したものでございます。

次に、下段の⑥の図をごらん願います。第 5 回変更においては、水門の一部部材の材質をステンレスに変更したものでございます。

次に、36 ページをお開き願います。⑩の図をごらん願います。第 7 回変更においては、関係者調整による利用実態を踏まえ、扉体構造を 4 方水密構造から 3 方水密構造に変更するものでございます。

次に、37 ページをお開き願います。上段の⑪の図をごらん願います。事業用地取得の難航により当初発注時には本工事の対象外としていた陸閘について、用地取得が図られ、関係者とも調整が整い、設計が完了したことから、陸閘機械設備一式を追加するものでございます。

次に、下段の⑫の図をごらん願います。水門や陸閘に設置する機器について、水門・陸閘自動閉鎖システムに必要な機器の仕様に変更するものでございます。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

32 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 26 年 7 月 7 日に議決いただいた金額 11 億 3,356 万 8,000 円に対し、今回の変更により 3 億 778 万 6,500 円、27.1%の増額となり、変更後の契約金額は 14 億 4,135 万 4,500 円となるものでございます。

請負者は、北日本機械株式会社。

工期は、現在の令和 3 年 3 月 15 日から変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 83 号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その 5）の 13 ページをお開き願います。議案第 83 号大船渡港茶屋前地区水門災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。

議案説明資料の 38 ページをお開き願います。工事名及び工事場所は記載のとおりでございます。

工事概要は、東日本大震災津波により被災した茶屋前地区海岸において、水門及び防潮堤を復旧する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、議決後の主な設計変更である第 1 回変更の内容について、39 ページの資料により説明させていただきます。39 ページをお開き願います。上段の平面図をごらん願います。詳細な地質調査及び詳細設計の結果、現在の港湾利用の状況を踏まえ、防潮堤の線形を変更するものでございます。

次に、中段の断面図をごらん願います。詳細な地質調査の結果、支持層の位置が当初の想定よりも深くなったことから、基礎ぐいの長さ及び本数を変更するものでございます。

また、下段の施工方法の図をごらん願います。詳細な地質調査の結果により施工方法の見直しを行ったところ、仮栈橋を用いる工法の陸上施工から作業船による工法の海上施工に変更することが経済性で有利となることから、施工方法を変更するものでございます。

38 ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成 31 年 2 月 28 日に議決いただいた当初契約の金額 6 億 4,692 万円に対し、今回の変更により 3 億 9,363 万 7,200 円、60.8%の増額となり、変更後の契約金額は 10 億 4,055 万 7,200 円となるものでございます。

請負者は、東洋建設株式会社。

工期は、令和 2 年 11 月 9 日から令和 3 年 3 月 15 日に変更になるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○**高橋はじめ委員** 一つは漁港の魚市場の荷下ろし場が低くなって、かさ上げをしたのですが、最近戻っているということなので、どんな状況なのか。戻り方によっては、せっかくかさ上げしたところを削らなければならないのではないかという心配をしているのですが、現状はどういう状況なのか。加えて、将来の見通しはどうかというのが1点。

それから、集中管理して自然災害発生時に閉鎖するという水門・陸閘自動閉鎖システムについて、管理場所はどうなっているか。それから、機器の整備、常駐体制はどうなっているのかあわせてお伺いします。

○**照井港湾課総括課長** 漁港の状況を詳しく承知していないので、数字は若干相違あるかもしれませんが、東日本大震災津波の際に大船渡港で70センチメートルくらい地盤沈下しています。その後、全体的に徐々に隆起していきまして、大船渡港でたしか30センチメートルくらい戻ったと承知しています。

岸壁の天端が低くなると荷下ろしなどに支障を来したり、場合によっては水がたまるということを受けたものですから、全体的にかさ上げをしているところが多くなっています。港湾施設の中には、岸壁の天端だけではなくて、天端をかさ上げすると構造物が不安定になるので、押さえるために岸壁の前に捨て石で盛り土をしている箇所もありますので、一部水深の確保が難しくなっているところも出てきております。大船渡港、釜石港など地盤沈下が多いところは戻ってきていますし、宮古港は変わらないくらいと承知していました。県南地区では、戻りも大きくなっている状況と承知しています。

○**幸野河川課総括課長** 水門・陸閘自動閉鎖システムの整備状況でございますが、まず仕組みとしては消防庁から発せられるJアラートをもとにして、これを県の統制局で信号を受けます。この統制局は、県庁と釜石地区合同庁舎の2カ所に置いております。そこから各水門、陸閘に通信が行って、自動閉鎖するという仕組みになっております。ただし、自動閉鎖がうまくいかなかった場合も踏まえて、沿岸各地の合同庁舎、市町村、消防署等に

制御所を設け、手動で閉鎖できるという機能を持たせて、二重で確実に水門、陸閘を閉鎖するという仕組みとなっております。

○高橋はじめ委員 釜石地区合同庁舎で、ある程度は集中管理しているということでしょうか。それとも、県庁で集中管理して、ボタンを押せば全て一斉に閉まるとか、あるいは津波警報が出たところにだけ集中して水門を閉めていくなど、その辺の仕組みはどのようなのですか。

○幸野河川課総括課長 まず基本となるのは、Jアラートという消防庁から来る信号を受ければ、自動的に各水門、陸閘の閉鎖ということになります。特に何か操作をするということではなく、自動的に閉まるということであります。それに対してバックアップという形で、うまくいかなかったときに、市町村、合同庁舎、消防署等で、個別に動かすという機能を持っているということでございます。

○軽石義則委員 県営住宅の家賃について詳細をお聞きます。県営住宅管理システムの登録誤りということだったようではございますけれども、そのシステムの登録をチェックする体制はどのようになっているのでしょうか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 県営住宅管理システムのチェック機能ということではございますけれども、今回の家賃徴収の誤りの中で起こった原因というのは、公営住宅の改修工事に伴いまして別の住棟に移っていただく、いわゆる仮移転をしていただいた後で、戻っていただく、あるいはそのまま本移転という形で住んでいただくということになるのですけれども、本移転を仮移転という状態で登録してしまったという誤りでありました。

このチェックにつきましては、仮移転の状態が終わった段階と、改修工事が終わった段階で手続をするのですが、その段階での仮移転から本移転のチェックを見落とししてしまったこと、システムに仮移転のままに残してしまったこととございます。本来は進捗状況に合わせて、システム登録をチェックすれば防げたのですが、そこを見落とししてしまったということが主な原因となっております。

○軽石義則委員 人間ですから見落とすこと、誤ることはあります。あることもあると思うのですが、県土整備部は東日本大震災津波以降、たび重なる災害対応のために人員不足や業務量のバランス等、それらをチェックできるような体制になっていないのではないかと心配がされるのですけれども、その点はどのようなのでしょうか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 チェック体制になりますけれども、実際にその事務処理を行う担当、その組織の中で上の者がその処理の状況等をチェックするというところで、通常の業務もそうなのですけれども、組織の中で行っているところとございます。確かに災害公営住宅等の管理戸数等がふえて、業務量が多くなっているという部分はございますけれども、通常の業務同様にチェックをきちんとしながら、誤りのない体制をとっていきたいと考えております。

○軽石義則委員 業務と人員のバランスも含めて、もう一度見直すことも大事だと思うので、その点にも留意していただきたいと思います。

次に、消滅時効前と過去5年分の差額とありますけれども、消滅した金額もあるのでしょうか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 誤徴収をした世帯の金額でございますけれども、県南広域振興局管内で5世帯190万9,560円、沿岸広域振興管内で1世帯29万1,120円となっています。5年の差額の家賃として、今回支払いをお願いする額につきましては、県南広域振興局管内は5世帯合計で175万6,110円でございます。それから、沿岸広域振興局管内は29万1,120円ということで、こちらについては消滅時効前の金額と同じ額となっております。この差額が消滅時効の対象となっております。

○軽石義則委員 通常の滞納は本人の都合だと思います。本人都合の場合は加算金などがつくと思うのですが、今回の場合はどういう扱いなのですか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 過不足で徴収した金額以外については、加えた形での請求は行わないことになっております。

○軽石義則委員 それは、分割して何十年かかろうとそういう扱いにしていくということでもいいのですか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 お支払いの方法につきましては、それぞれ入居者の方と調整を図りまして、分割も含めて県として対応していきたいと考えております。お支払いいただかない期間の加算という部分、損害金についても、当然請求しないという形で考えております。

○軽石義則委員 執行側でのミスですから、当然それを加算することはできないと思うのですが、ただ入居者の中には、被災者の方でも滞納されている方がいて、支払いできないのと、知らないで支払わないのは別かもしれませんが、平等性に欠けるような気がしないでもない。今回の場合は請求するほうのミスだということで平等性というのはあまり考えないことが普通なのですか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 今回の事案の場合は、県の事務処理のミスで発生したことでございます。そういうこともございまして追加での損害金等の徴収は行わないことにしております。

○軽石義則委員 家賃をいただくことは公平の原則からいって当然だと思うのですが、払いたくても払えないところと、請求が来ないから払わないことの違いはあったとしても、平等性といったときに、物理的に請求が来なかったからこそ、その分の家賃は別なほうに使えたこともあるわけではないですか。そういう法的根拠を持って対応しているということでもいいのですか。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 今回の場合は、家賃の決定ということで、事業主体の権限で行う処分をしてこなかったということで、改めて家賃決定という処分をさせていただいたところであります。その上で、入居者の方、今回誤徴収となった皆様に請求できる範囲、その額等について、法的な部分も含めて調整をさせていただいた結果、改めて御説明した上で徴収をお願いしているという状況でございます。

○**軽石義則委員** 少ないときはいいのですけれども、仮に多くもらっていた場合、その分は利息をつけて返すということなのですか。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 過徴収の場合ということだと思いますけれども、これまでの事例を申しますと、利息を含めて返還ということではなくて、あくまでも過徴収額について返還をしているところでございます。

○**軽石義則委員** 入居者の方々が公平性を感じるようにしていくのも一つの対応ではないかと思います。そういうバランスが崩れて、これから交渉に入っていくわけですが、拒否されたらどうなるのですか。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 御説明の過程においては、それぞれ入居者の方の御事情等あるかと思えます。その辺につきましても丁寧な説明をした上で、過少額の納入についてお願いしていきたいと思っております。一般の方との公平性の確保ということがございますので、ぜひ御理解をいただきながら徴収を進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 理解されないときどうするかと聞いているので、お願いするということとはよくわかるのです。多分何年間で払いましょうと一旦合意して、その後滞ったときは、分割した分には加算金をかけていくという考え方なのですか。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 今のところは、相手方の納入可能な方法ということで調整をさせていただいているところでございます。無理のない形でのお支払い、徴収が可能な形での調整を図った上で進めていきたいと考えております。

○**軽石義則委員** 現在滞納している入居者の方もいると思うのです。分割納入されている方もいると思うのです。そういう人たちにとってもバランスはとれるということなのでしょうか。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 家賃を滞納している方に対しての徴収につきましては、お話がございましたように、分割という形で応じているところでございます。一定の期間あるいは回数を決めまして、その中で徴収をしているという状況でございます。

○**軽石義則委員** 調整しているのはよくわかるのです。ところが、一旦約束して、その納期が来なくて滞納すれば、いわゆる通常の滞納している方と同様に扱うようにしていかないと差が出るような気がするのです。一旦約束するとそれは両者の契約になるのではないのでしょうか。それが契約不履行になったら、それなりのペナルティーがついてこない、公平性が担保できないような気がするのですけれども、どうなのですか。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 公平性という扱いにつきましては、引き続き徴収についてお願いをしていくということになるかと思えます。もし不履行になった場合に、ペナルティ的なものがあるのかと思いますが、例えば通常の家賃滞納であれば、分割納入などで約束を守れなかった場合は、法的な措置でそのまま明け渡し等を求めるということになるのですけれども、今回の場合につきましては、過少請求となった原因が県の事務処理のミスでございますので、法的な措置については考えておりません。

○**軽石義則委員** ルールですから、いただくものは大事だと思います。ただ、今入居され

ている方、特に災害公営住宅の場合は非常に大変な状況の方もいらっしゃると思います。それ以外の方でも仕事も厳しくなっていて、入居している方でもやりくりして家賃を払うのが大変という声も聞こえておりますので、それらにしっかりと対応しながらやっていたかかないと、次に事例が発生したときに対応が困ると思いますので、引き続き丁寧な対応をしていただくようによろしくお願いいたします。以上です。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 65 号令和元年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）及び議案第 66 号令和元年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菅原次長兼経営総務室長 企業局関係の議案について御説明申し上げます。

議案（その 4）の 71 ページをお開き願います。議案第 65 号令和元年度岩手県電気事業会計補正予算第 1 号についてであります。主な事項について、金額の読み上げは省略し御説明申し上げます。

第 2 条の 71 ページから 72 ページにかけての業務の予定量ですが、これは年間販売目標電力量を出水率の減などに伴い補正するものであります。

72 ページの第 2 項は、築川発電所建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第 1 款電気事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業収益は水力発電の出水率が低調なことによる目標電力量の減などにより電力料収入を減額し、第 2 項附帯事業収益は高森高原風力発電所と相去太陽光発電所の目標電力量の増などにより電力料収入を増額し、第 4 項事業外収益は長期前受金戻入の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第 1 款電気事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項営業費用は人事異動による人員構成の変更などによる人件費の減や委託費等の契約額確定などにより減額し、第 2 項附帯事業費用は高森高原風力発電所に係る減価償却費の減などにより減額し、第 4 項事業外費用は消費税納付額の増や固定資産売却損の増などにより増額し、第 6 項特別損失は建設準備勘定の精算に伴い増額するものであります。

第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源の額を変更するものであります。

73 ページにお進み願います。収入の第 1 款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項負担金は共有施設に係る工事負担金の確定等により減額し、第 4 項補助金は国庫補助金の交付決定により増額するものであります。

次に、支出の第 1 款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第 1 項建設費は築川発

電所の工事費の確定に伴う減額、第2項改良費は各発電所設備に係る改良工事費の実績に応じて減額、第3項電源開発費は電源接続案件補修プロセス負担金の減額、第5項繰出金は一般会計への繰出金であり、対象事業費の確定に伴い減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費など、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

続きまして、74ページをお開き願います。議案第66号令和元年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条の4の予定量ですが、年間総給水量及び1日平均給水量を契約水量の減などに伴い補正するものであります。

第2項は、第一北上中部工業用水道建設事業に係る事業費を減額するものであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であり、収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳ですが、第1項営業収益は受水企業の使用廃止などにより給水収益などを減額し、第3項事業外収益は消費税還付金の減などにより減額するものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳ですが、75ページにお進み願います。第1項営業費用は使用電力量の減による動力費の減や委託費等の契約額確定による減などにより減額し、第2項財務費用は企業債の借入利率の確定に伴い、企業債支払い利息を減額するものであります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補填財源並びに補正額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳ですが、第1項企業債は工事費の実績に応じ発行額を減額し、第3項補助金は国庫補助金の交付決定により増額し、第4項固定資産売却代金は用地売却により増額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳ですが、第1項建設費は工業用水道建設事業費の実績に伴う減額、第2項改良費は工業用水道設備の改良工事費の実績に伴い減額するものであります。

第5条は、債務負担行為の変更であり、第一北上中部工業用水道浄水場建設ほか工事などの限度額を増額しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない職員給与費について、所要額の見直しにより減額するものであります。

以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、変更予定キャッシュフロー計算書などにつきましては、予算に関する説明書の367ページから400ページに記載しておりますが、これまで御説明申し上げました予算の明細等でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し

上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 電気事業で発電量が減ったところがかかり出てきたのですが、これは例年同じような中身だと思っていたのですが、猛暑や降水量の関係で発電量が例年より下回っているということなのか。ここ最近、温暖化の影響で、雨が降るときは集中して降るのですけれども、年間を通して降水量が少ないということであれば、水力発電は平均して同じような発電ができるのか心配しておりました。一方、風力発電は、安定して回っていると思いますが、令和元年度の水力、風力発電の業務状況と、ことしも同じような状況が続けば経営的に影響が出てこないのかどうかというところの見通しを聞かせてください。

それから、工業用水道事業について、キオクシアが本格稼働するのは今月からでしたか。そうした場合に現状で、新しいところは建設を始めているのですが、現状のところでは間に合うのかという思いをしているのですが、見通しは問題ないのか。2点お伺いします。

○村上業務課総括課長 発電所の令和元年度の見通しについてでございますが、水力発電所は夏場の渇水と、あとは冬場の降雪が少ないということがございまして、出水率が例年に比べて7割ほど落ち込んだということがあり、目標電力量を下回ったというところがございます。水力発電につきましては、その後秋口から出水は回復しておりますので、経営への影響は特に今のところないと思っております。風力発電につきましては、夏場の風況がよかったということで、目標を上回ったというところがございます。

続きまして、工業用水道事業の現状についてでありますけれども、キオクシアについては十分対応して整備を進めているところがございますが、企業局としましてはユーザーの求める時期、求める量を供給できる体制を整えることが必要と考えております。企業局側、供給側における安定経営の観点から、需要に応じて必要な時期に必要な規模の施設となる整備を進めるということで、今般北上工業団地内の北上工業用水ユーザーの需要を踏まえて、改めて今後の工業用水道の需要見通しを立てまして、現時点では既存施設の給水能力を超える需要が見込まれ、令和5年4月から給水できるように今整備を進めているところがございます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすること

に決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、岩手県企業局次期長期経営方針及び中期経営計画最終案について、及び胆沢第二発電所及び入畑発電所の再開発事業の実施について発言を求められておりますので、これを許します。

**○菅原経営総務室経営企画課長** 次期長期経営方針及び中期経営計画の最終案について御説明申し上げます。

昨年12月の当委員会で御説明いたしました素案から変更部分を中心に御説明いたします。これまでの間、素案と最終案についてそれぞれパブリックコメントを実施しております。素案に対しては、お一人から4件の意見がございました。小水力発電所の導入や発電所の監視システムのあり方など、いただいた御意見につきましては素案の趣旨と同一でございます。最終案で変更した部分はありません。また、収支計画や経営目標等を追加した最終案につきましては、意見等がなかったところでございます。

素案からの変更点といたしまして、外部委員5名で構成される企業局経営強化委員会での意見を踏まえ、気候変動への対応について課題認識や取り組みの記載を追加するとともに、令和2年度当初予算編成等を踏まえた追加変更を行っております。

具体的内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、資料1-1をごらんください。こちらは、次期長期経営方針の新旧対照表でございます。一つ目の項目、本文9ページの4、環境の変化などを踏まえた今後の課題では、企業局経営強化委員会からいただいた御意見に基づき、アンダーライン部分のとおり、気候変動についての課題認識を追加記載したものでございます。

二つ目は、本文11ページの第四章、長期ビジョン（取組の方向性）の電気事業におきまして、①、施設の強靱化及び大規模災害への備えに、気候変動の課題認識への対応として、防災や減災の観点を考慮した施設整備に努めていくことを追加記載しております。

三つ目の項目、本文12ページの②、再開発の推進では、この後別途御説明いたしますが、胆沢第二及び入畑発電所の再開発の方針決定に伴い、アンダーライン部分のとおり、前回、調査・検討と記載しているところから、実施に変更しております。

四つ目、本文13ページでございますが、工業用水道事業におきましても、電気事業と同様に、気候変動の課題認識への対応として、防災や減災の観点を考慮した施設整備について追加記載をしております。

五つ目の投資・財政計画につきましては、素案段階では記載のなかった収支計画や投資計画を追加記載したものでございます。

資料3-1の15ページをお開きください。15ページは電気事業の10年間の収支計画でございます。電気事業におきましては、今後10年間におきましても黒字が続くという見込みになっております。

次に、17ページをお開きください。工業用水道事業の収支計画となっており、表の中ほ



どの経常損益でございますが、令和5年度から赤字となることが見込まれております。これは、表の下にあります米印3に記載のとおり、新浄水場の減価償却が始まるためであり、令和16年以降については黒字となる見込みで、将来にわたり全期間を通じて資金不足は生じない見込みとなっております。

次に、中期経営計画の主な変更点について御説明をいたします。資料2-2をごらんいただきたいと思います。中期経営計画の概要版、A3のものでございます。赤い文字のアンダーラインの部分が素案から変更した部分ということになります。

経営目標と取組内容として、電気事業の(1)、運転年数100年を実現するための基盤づくりでは、経営目標として供給電力量、発電所建屋等の耐震化率及び電力土木施設の耐震診断進捗率の目標値を記載しております。取り組みとしては、気候変動への対応として防災や減災の観点も踏まえた修繕・改良の実施を加えております。(2)の再生可能エネルギーの維持拡大では、再開発の方針決定に伴い、胆沢第二及び入畑発電所の再開発の推進。(3)の経営環境の変化に対応した安定経営では、経常収支比率の目標値を記載しております。

工業用水道事業におきましても、電気事業と同様に、(1)、良質な工業用水の安定供給では防災や減災の観点を踏まえた施設の強靱化を取り組みとして掲げ、(3)の安定的な事業運営では経常収支比率の目標値を記載しております。

組織力向上の経営目標といたしましては、素案の段階で有資格者充足率を掲げておりましたが、計画期間中に目指すべき目標をわかりやすくするため、新規資格取得者数を掲げたところでございます。

なお、資料の下に記載しております収支計画につきましては、次期長期経営方針に記載した収支計画のうち、令和2年から令和5年の4年間について記載しているものでございます。

表の資料にお戻りいただきたいと思います。資料の一番下、2の策定、公表の時期につきましては、今月下旬を目指しているところでございます。

以上で次期長期経営方針及び中期経営計画の最終案についての説明を終わります。

**○村上業務課総括課長** 続きまして、企業局の胆沢第二発電所及び入畑発電所の再開発事業の実施について御説明申し上げます。お手元にお配りしました資料をごらんください。

まず、事業の目的ですが、奥州市胆沢にあります胆沢第二発電所は昭和32年の運転開始以来62年が経過しており、また北上市和賀町にあります入畑発電所は平成2年の運転開始以来29年が経過しており、両発電所とも経年による設備の劣化が進行し、大規模な改修による機能回復が必要となっていることから、水車発電機など主要な設備を更新する再開発事業を実施し、本県の再生可能エネルギーによる電力自給率を維持しようとするものであります。

また、再開発事業には固定価格買取制度の活用を予定しており、現在買取価格が公表されている令和3年度までに政府の認定を受ける必要があることから、令和2年度から事業

を開始するものです。

次に、各発電所の事業計画について御説明いたします。まず胆沢第二発電所についてですが、施設は取水設備が導水路などの東北農政局と企業局が共有する部分と、水車発電機など企業局が単独で所有する部分に分かれております。今回は企業局が単独で所有する施設を再開発するものであり、事業費は税抜きで39億円余、工期は7カ年、令和2年度に着手し、令和8年度に運転開始を予定しております。発電所の出力については現状と同じ6,800キロワットとなりますが、年間発電電力量については最新機器の導入により1.5%程度増加することを見込んでおります。売電単価については運転開始から20年間1キロワットアワー当たり20円、最終損益は20年間で38億円余の黒字を見込んでおります。なお、共有施設の改修に係る事業計画については、東北農政局などの共同事業者と改修方法及び費用を協議の上、令和2年度に策定することとしております。

次に、入畑発電所の事業計画についてですが、事業費は税抜きで17億円余、工期は6カ年、令和2年度に着手し、令和7年度に運転開始を予定しております。発電所の出力については現状と同じ2,100キロワット、年間発電電力量は1.3%程度増加する見込みです。売電単価は既存の水圧鉄管を使用するため1キロワットアワー当たり14円、最終損益は20年間で8,000万円余の黒字を見込んでおります。

次ページには、各発電所の再開発事業概要図を添付しておりますので、御参照いただきます。

以上、胆沢第二発電所及び入畑発電所の再開発事業の実施についての説明を終わります。  
○ハクセル美穂子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。企業局の皆様は御苦労さまでした。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。